

平成30・31年度の

後期高齢者医療保険料率が決まりました



●後期高齢者医療保険料率に変更はありません

後期高齢者医療保険料率は、都道府県単位で計算し、2年ごとに
見直しています。平成30・31年度の保険料率は、後期高齢者医療給
付費準備基金を活用することにより保険料率の上昇を抑制したため、
平成28・29年度から据え置き(変更なし)となりました。

なお、平成30年度の後期高齢者医療保険料額決定通知は、7月中
旬～8月上旬に郵送します。

平成30・31年度の保険料率		
保険料	均等割額	3万9,500円
	所得割率	8.00%
保険料の賦課限度額 (上限額)		62万円

個人ごとの保険料額の決め方

1年間の保険料額
(100円未満切り捨て)
賦課上限62万円

=

均等割額
3万9,500円

+

所得割額
(※賦課のもととなる金額)×8.00%

※総所得金額等—基礎控除33万円

▼総所得金額等とは、前年の収入から必要経費(公的年金控除額や給与所得控除額など)を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は収入に含みません。

▼年度の途中で被保険者になった方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

●保険料の賦課限度額の引き上げと保険料軽減対象の拡大を行います

後期高齢者医療保険制度の持続性を高め、また、被保険者の方々の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、下記のとおり保険料の賦課限度額および軽減制度が改正されました。

【保険料の賦課限度額の引き上げ】 保険料の賦課限度額を、57万円から62万円に引き上げます。

【保険料軽減対象の拡大】 保険料の均等割額が軽減される対象者を拡大します(下表参照)。

均等割額 軽減割合	同一世帯の被保険者・世帯主の総所得金額		軽減後の 均等割額
	平成30年度	平成29年度(参考)	
9割軽減	33万円以下かつ被保険者全員が年金収入80万円以下(他に所得がない)の世帯	同左	3,950円
8.5割軽減	33万円以下の世帯	同左	5,925円
5割軽減	33万円+(27万5,000円×世帯の被保険者数)以下の世帯	33万円+(27万円×世帯の被保険者数)以下の世帯	1万9,750円
2割軽減	33万円+(50万円×世帯の被保険者数)以下の世帯	33万円+(49万円×世帯の被保険者数)以下の世帯	3万1,600円

※収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円以下の場合は120万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。

●会社などの健康保険の被扶養者であった方の軽減について

後期高齢者医療保険制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、右表のとおり、平成30年度は所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減となります。また、特例的な軽減措置であった所得割額の軽減は、平成30年度から廃止されます。

	平成30年度	平成29年度 (参考)
所得割額	負担なし	同左
均等割額	5割軽減	7割軽減

【問い合わせ】▼保険料の納付に関すること…住民課保険年金担当(☎282-1711 内線1134・1135)

▼保険料の計算に関すること…茨城県後期高齢者医療広域連合事業課(☎029-309-1213)